

年 月 日

（あて先）内灘町長

（申請者）住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

内灘町空き家利活用事業補助金交付申請書

内灘町空き家利活用事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業実施場所 (空き家所在地)	内灘町	
空き家バンク 登録年月日	年 月 日	
賃貸借又は 売買に係る契約 締結年月日	年 月 日	
対象事業 の概要	<input type="checkbox"/> 解体工事	<input type="checkbox"/> リフォーム工事
対象事業 に係る経費	_____ 円	(A)
補助申請額	_____ 円	(A) × 50% 千円未満切捨て 上限 30 万円
対象事業 完成年月日	年 月 日	
入居(予定)年月日	年 月 日	
※添付書類		(確認欄)
① 申請者の住民票の写し		<input type="checkbox"/>
② 空き家の賃貸借又は売買に係る契約書の写し		<input type="checkbox"/>
③ リフォーム工事又は解体工事に係る見積書又は契約書の写し		<input type="checkbox"/>
④ 工事完成前後の写真（リフォームの場合、改修箇所が分かるもの）		<input type="checkbox"/>
⑤ リフォーム工事又は解体工事に係る領収書等の写し		<input type="checkbox"/>
⑥ 誓約書（別記様式第2号）		<input type="checkbox"/>
⑦ その他		<input type="checkbox"/>

誓約書

年 月 日

内灘町長

私は、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた内灘町空き家利活用事業補助金を返還します。

また、審査に必要な個人情報、町税等の調査を町が実施することに同意します。

- （1）賃貸借契約に基づき空き家に入居した者が1年を経過する前に契約解除等により退去した場合。（やむを得ない事業があるものとして町長が認める場合を除く。）
- （2）空き家を解体した場合において、解体後1年以内に戸建て住宅を新築し入居しなかった場合。
- （3）補助金の交付申請に際し、偽りその他不正な行為があったとき。
- （4）その他町長が補助金の交付決定を不相当と認めるとき。

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

※必ず申請者本人が署名してください。

様

内灘町長

内灘町空き家利活用事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった内灘町空き家利活用事業補助金については、次のとおり交付を決定し、額を確定したので、内灘町空き家利活用事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

空き家の解体を行った場合は、解体後1年以内に戸建て住宅を新築し入居すること。

年 月 日

（あて先）内灘町長

（請求者）住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

内灘町空き家利活用事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知のありました、内灘町空き家利活用事業補助金について、下記金額を交付されるよう、内灘町空き家利活用事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込指定口座

振込先 金融機関			
預金種目		口座番号	
フリガナ 口座名義 (申請者)	-----		